

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業発展を実現することを目的として、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を志向しております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けており、経営の監督及び意思決定機関と業務執行機能の分離・分権化を行い、双方の機能を強化することによって、経営判断の迅速性・透明性・戦略性の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション	9,649,200	18.33
株式会社TSUTAYA	7,760,100	14.74
株式会社山陰合同銀行	2,100,000	3.98
テイソー従業員持株会	1,505,100	2.85
何 積橋	1,120,000	2.12
株式会社みずほ銀行	1,000,000	1.89
東京海上日動火災保険株式会社	1,000,000	1.89
株式会社トマト銀行	800,000	1.51
株式会社中国銀行	800,000	1.51
楽天証券株式会社	760,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大谷 真樹	他の会社の出身者											
鍋嶋 智紀	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 真樹	○	学校法人光星学院理事・八戸学院大学学長	IT関連産業及び企業の専門家としての豊かな経験や識見に基づく意見の提示や、経営の健全性の確保のため選任。 当該社外取締役を独立役員に指定した理由は、独立性基準及び開示加重要件のいづれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反を生じるおそれがないため。一般株主の利益と経営陣の利益の間に利益相反関係が生じうる場合、一般株主の利益が不当に害されることがないかを注視し、複眼的な観点から問題提起をして、議論を喚起することを会社として期待している。
鍋嶋 智紀		株式会社TSUTAYAモバイル推進部モバイル推進ユニットリーダー・モバイル推進部部長	経営監督機能強化並びにメディアパッケージ商品及びコンテンツ流通分野におけるアドバイザーとして選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(会)は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に開催される会議における業務報告等を含め、必要に応じ情報交換を行い相互に連携して監査を実施しております。なお、内部監査部門による内部監査報告は代表取締役社長に報告されるとともに監査役にも報告される体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田 修	他の会社の出身者													
小松 泰夫	他の会社の出身者								○					
近藤 麻紀	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 修		株式会社チアーズジャパン税務監査部取締役部長	当社との間に特別な利害関係のない社外監査役を選任することにより公平、客観的な立場からの監査が可能となり監査体制の強化に寄与することが可能となるため。 なお、当該社外取締役は、株式会社前原会計に所属し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものである。
小松 泰夫		――	当社との間に特別な利害関係のない社外監査役を選任することにより公平、客観的な立場からの監査が可能となり監査体制の強化に寄与することが可能となるため。
近藤 麻紀		弁護士法人ベリーベスト法律事務所弁護士	当社との間に特別な利害関係のない社外監査役を選任することにより公平、客観的な立場からの監査が可能となり監査体制の強化に寄与することが可能となるため。 なお、当該監査役は、弁護士法人ベリーベスト法律事務所の弁護士であり、法律に関する相当程度の知見を有するものである。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役1名を独立役員に指定しております。当該取締役は、人的・資金的関係はなく、また、多額の金銭その他財産を得るような取引関係、また、その他利害関係もないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与の結果として大幅な株式の希薄化が起きないよう、潜在株式数が発行済み株式数の一定割合以内に収まるよう付与株式総数を設定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員及び従業員が業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるために、当社の役員及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は法令に定める内容を遵守し、開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、役員報酬規程に基づき、経営内容、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会にて、監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。また、役員が退職する際には、役員退職慰労金規程に基づき、役員退職慰労金を支給しておりますが、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成25年2月28日をもって廃止することを平成24年8月21日開催の取締役会において決議しました。また、平成25年5月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給議案が承認可決されました。

有価証券報告書 第4 提出会社の状況 6.コーポレートガバナンスの状況 (2)役員報酬等 に、取締役、監査役及び社外役員別に各々の総額を開示しております。

取締役を支払った役員報酬: 54百万円
監査役を支払った役員報酬: 10百万円
社外役員を支払った役員報酬: 16百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しての情報伝達体制については、取締役会及び監査役会が毎月1回行われる際、重要な事項については確実に伝達できる体制をとっております。なお、取締役会の議案等については原則事前に配布されております。また、監査役の職務を補助する組織を管理部門とし、管理部門担当部員の中から補助者を任命しており、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であります。

(取締役会及び経営会議)

取締役会は提出日現在、取締役5名(うち社外取締役2名)の運営により、毎月定例的に開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項並びにその他重要事項を決定し、取締役の職務の執行状況を監督しております。経営会議は取締役会とは別に常勤取締役3名及び部長で運営しており、経営計画、経営方針に基づく実行に関する事項並びに経営管理に関する重要事項を決定しております。

(内部監査)

当社の内部監査部門は、業務の問題点抽出を主な業務として、店舗及び本社各部門の業務監査を実施しております。業務スケジュールとしては、原則として店舗の通常監査を年2回、本社各部門の通常監査を年1回、また必要に応じて指導監査を実施しております。

(監査役会)

当社の監査役は、取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に出席しております。また社内稟議の閲覧や職務執行状況の聴取等を随時実施し、経営監査及び業務監査を行う体制を構築しております。なお、内部監査部門、監査役会及び会計監査人は、定期的に開催される会議における業務報告等を含め、必要に応じ情報交換を行い相互に連携して監査を実施しております。

(会計監査人)

会計監査人として三優監査法人を選任しており、公正普遍の立場から会計監査が実施されております。

(役員報酬)

役員報酬については、役員報酬規程に基づき、経営内容、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会にて、監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。また、役員が退職する際には、役員退職慰労金規程に基づき、役員退職慰労金を支給しておりますが、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成25年2月28日をもって廃止することを平成24年8月21日開催の取締役会において決議しました。また、平成25年5月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給議案が承認可決されました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けており、職務執行機関への権限委譲を進めるとともに、社外取締役及び社外監査役による経営の監督機能を充実させることによって経営判断の迅速性・透明性・戦略性の向上を図ってまいります。また、監査役会設置会社の体制とすることにより、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日も意識しながら、定時株主総会の運営に最適と思われる開催日時を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回、決算発表(第2四半期決算、本決算)後に定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料や投資家向けの決算説明会資料を当社ホームページに記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重した経営理念「満足を創る」を策定し、その内容を社内会議及び社外への説明会等で社長メッセージとして発信しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

『内部統制システムの基本方針』

「当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

1. 当社グループにおけるコンプライアンスの基本原則として「ティーツーグループ行動規範」を定め、ほかの規程類と同様に社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。
2. コンプライアンスの統括責任者として総務部門を管掌する取締役を任命するとともに、総務部門をコンプライアンス統括部門とする。コンプライアンス統括責任者は、日頃から適宜各部門長(グループ会社社長を含む)、内部監査部門及び監査役と連携の上、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
3. 当社グループの役員・社員をはじめすべての従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、コンプライアンス統括部門、コンプライアンス統括責任者、又は、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能として「コンプライアンス・ホットライン規程」の定める先のいずれか1先以上に報告するものとする。
4. 取締役会に社外取締役が常時在任する体制をとる。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

1. 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
2. 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では情報システム部門が状況をフォローしている。
3. 情報セキュリティマネジメントについて、「情報セキュリティ管理規程」ほか関連規程に基づく体制の整備・運用を図る。

「当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

1. 各部門(グループ会社を含む)におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
2. 内部監査部門は各部門(グループ会社を含む)のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
3. 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則に関して「外部危機管理規程」を定め、その周知を図る。
4. 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部署と報告体制を明確にする。

「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

1. 取締役会は、大幅な権限委譲により、迅速な意思決定と機動的職務執行を推進する。その具体的内容は「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」及び「職務分掌・権限規程」に明示する。
2. 取締役会は下位会議体の充実を図り、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
3. 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門(グループ会社を含む)におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の周知状況と達成状況を監督する。
4. 社内諸規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすくスリムな体系となるよう改定に努める。

「当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」

1. グループ会社の経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展・相乗効果を図るため、「グループ会社管理規程」の規定に従い、各グループ会社と覚書を締結する。
2. 状況に応じてグループ会社に取り締め及び監査役を派遣するとともに、グループ統括主管部門(又は複数のグループ統括担当者)を定め、グループ会社との間に事業運営に関する重要な事項についての情報交換及び協議を行う。
3. グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については当社の承認を必要とし、取締役会において下位会議体での審議を踏まえた上決議する。
4. グループ統括主管部門(又はグループ統括担当者)は内部監査部門と連携して、業務の適正性に関するグループ会社の監査を行う。
5. 監査役は、グループ会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

「監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

監査役を補助する組織を管理部門とし、管理部門担当部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

「監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

「監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

補助者は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

「当社グループの取締役及び使用人が監査役(又は監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(又は監査役会)への報告に関する体制」

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

1. 当社グループに関する重要事項
 2. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 法令・定款違反事項
 4. 毎月の経営状況として重要な事項
 5. 内部監査部門による監査結果
 6. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

「監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

当社グループは、「コンプライアンス・ホットライン規程」の規定に従い、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いをしない。

「監査役を補助する費用の負担又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士並びに各分野の専門家等を活用できるとし、必要な費用等については、当社が負担する。

「その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

「財務報告の適正性を確保するための体制」

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「反社会的勢力排除に向けた体制」

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成24年5月25日の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」という）を導入しました。本施策の有効期間は、平成28年2月期にかかる定時株主総会の終結の時までであり、平成28年5月27日開催の第26期定時株主総会の終結の時をもって満了となるため、同定時株主総会において、有効期間を2年間更新した本施策の導入について株主の皆様にご承認をいただきました。詳細につきましては以下の当社ホームページに記載しております。

http://www.tay2.co.jp/archives/press_20160414-3.pdf

1. 本施策の概要

本施策は、当社議決権保有割合を20%以上とする当社株券等の買付行為を行うもの（以下「大規模買付者」という）が従うべき大規模買付ルールと大規模買付行為に対して当社がとる大規模買付対抗措置から構成されております。本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

2. 大規模買付対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等には、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。なお、当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、監査役の賛同や株主意思確認手続などを経るものとします。

3. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策の有効期間は平成30年5月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものといたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

